

- ①の一部及び⑤～⑫ 3) ②～⑥の一部、⑩の一部及び⑪ 4) ①～③の一部 5) ①の一部及び② 6) ①、②、④、⑤及び③の一部 7) ①及び②
 - (6) 使用する主要な資機材 コンクリート約 27,400㎡、鉄筋約3,300 t、板ガラス約3,100㎡
 - (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - (8) 本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成29年4月27日改正）」に基づく価格を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の資格要件を満たす技術者を配置すること。
- 2 競争参加資格 下記の(1)から(10)に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和元年5月22日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役)に示すところにより独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役から大阪労災病院新棟その他建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格者の資格の認定を受けている者、下記の(1)から(10)に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体であること。
- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 厚生労働省から平成31・32年度有資格者名簿〔建設工事〕のうち近畿ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
 - (3) 厚生労働省の建設工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評価点が1,200点（特定建設

- 工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、1,050点）以上であること（(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の総合評価点が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、1,050点）以上であること。）。
 - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (5) 工事实績は、平成16年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる要件を満足する工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者は、下記のアの条件を満たすこと。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、下記のイの条件を満たすこと。
- | | | |
|---|------|--|
| ア | 建物用途 | 病院 |
| | 構造 | 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| | 階数 | 地上5階建て以上 |
| | 建物規模 | 延べ面積30,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積30,000㎡以上） |
| | 工事内容 | 新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。） |
| イ | 建物用途 | 病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所 |
| | 構造 | 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| | 階数 | 地上3階建て以上 |
| | 建物規模 | 延べ面積3,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積3,000㎡以上） |
| | 工事内容 | 新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）経常建設共同企業体にあつては、上記アの施工実績を有すること。また、異工種建設工 |

- 事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
 - (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- | | |
|---|--|
| ア | 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは一級建築士の免許を有する者又は、国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。 |
| イ | 平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の条件を満足する工事を施工した経験を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
- | | | |
|---|------|--|
| ア | 建物用途 | 病院 |
| | 構造 | 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| | 階数 | 地上5階建て以上 |
| | 建物規模 | 延べ面積20,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積20,000㎡以上） |
| | 工事内容 | 新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記の代表者の条件を満足する工事を施工した経験を有していればよ |

- い。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - (7) 本工事に共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。
 - (8) 経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
 - (9) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から独立行政法人労働者健康安全機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成7年3月1日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (10) 1(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 3 入札手続等
- (1) 担当部課 〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 独立行政法人労働者健康安全機構事務管理棟 独立行政法人労働者健康安全機構 経理部契約課契約班 電話 044-431-8634
 - (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
 - ア 交付期間 令和元年5月22日から令和元年6月12日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）
 - イ 交付場所 〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 独立行政法人労働者健康安全機構事務管理棟 独立行政法人労働者健康安全機構 経理部契約課契約班